

公園内行為許可条件

・各行為で共通する許可条件

- (1) 都市公園法及び同法施行令並びに尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則を守ること。
- (2) 許可に係る行為を行う場所に許可書を掲示すること。
- (3) 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- (5) 許可を受けた者が公園を荒廃又は、き損したときは、その損害の責を負うこと。
- (6) 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返還すること。
- (7) 許可を受けた者は周辺住民及び他の公園利用者に行為について十分な事前説明を行い、周辺住民及び公園利用者に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- (8) 公益上やむを得ない必要が生じた場合、この許可の取消をすることがある。
- (9) 点字ブロックの上やその周囲には物を置かないこと。
- (10) 別紙「公園内行為許可における公園使用時のコロナ対策について」を遵守すること。

以下の行為の場合は、上記以外に許可条件があります。

選挙

- ・拡声装置等の音量には十分注意すること。支障が生じたときは、この許可の取消をすることがある。

募金活動

- ・募金活動終了後、送金の領収書のコピー等、送金履歴がわかる書類を提出すること。

撮影

- ・公園利用者の妨げにならないように撮影すること。また、撮影にあたっては対象者の承諾を得ること。

駐輪

- ・駐輪する場所は歩行者等が通行できる幅を確保するとともに、必ず整理員配置すること。
- ・実証実験に伴い発生した不法駐輪等の対策については、申請人において対応すること。

道具の使用

- ・発電機等の燃料を持ち込む場合は責任者を定め厳重に管理すること。
- ・現場から離れる時は、道具類を残地しないこと。

以 上

公園内行為許可における公園使用時のコロナ対策について

公園内行為等の許可をするにあたり、許可条件を遵守するとともに、コロナ対策として次のことを留意・対応をお願いします。

- ・利用者は場面に応じた適切なマスクの脱着用をしてください。
- ・市民など人が集まる場合は2m以上の間隔を確保してください。
- ・極度に人が密集しないよう注意を促してください。
- ・人や物の接触が考えられる場合は消毒剤などを設置してください。
- ・その他、市から指示などがあった場合は従ってください。

適切なコロナ対策が講じられない場合や市の指示に従わない場合は、許可の取消しや、今後において公園内行為等を許可しない場合があります。

また、コロナ感染症の状況によっては、事前に許可を取り消す場合があります。その場合において、いかなる損失が生じても本企業体は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

以 上

イベント実施時のご利用案内（尼崎城址公園）

- (1) 企画内容によっては、尼崎城址公園で開催できないものもあるため、必ず事前に電話で開催可能な企画なのか確認してください。（中央公園管理事務所：06 - 6417 - 5609）
- (2) 許可の申請は使用開始日の 3 ヶ月前から受け付け、申請書は 2 週間前までに中央公園管理事務所へ提出してください。
※市及び指定管理者、（一社）あまがさき観光局の使用（主催・共催・後援イベント含む）については、突発的な対応、積極的な大規模イベント誘致の観点も踏まえて 1 年前から当日までの申請を可能とします。
※申請は、詳細調整、協議の完了したものを許可するため、内容によっては希望の日程で実施出来ない場合もあり、余裕をもって企画内容の詳細調整、協議を完了していただくことが望ましいです。
- (3) イベント時の音量（音圧）は、設営完了後のリハーサル時に公園管理者の確認を受け、指示に従ってください。また、イベント開催中は主催者・スタッフが常時、音量（音圧）の確認を行い、苦情などあった場合は、ただちに主催者側で音量（音圧）を下げるなど処置することがあります。
- (4) 尼崎城址公園は住宅に面する公園であることから、近隣環境への影響を考慮し、企画概要の周知など十分に説明し、理解を得た上で申請してください。また、企画開催当日の運営、企画の安全確保、他の来場者の安全確保、苦情対応等は主催者側の責において誠実にかつ速やかに対応してください。
※イベントの内容によっては、地域住民への説明及びチラシ配布、臨時説明会の開催等を求める場合もあります。
- (5) 申請後に企画内容の追加・変更が生じた場合は、すみやかに中央公園管理事務所と協議し、管理者の指示に従ってください。（協議無く開催された場合、最悪当日中止させていただく場合があります。その際の使用料の還付は致しません。）
- (6) 他の公園利用者の安全確保及び違法駐車対策等に万全を期してください。また、警察署、消防署等関係機関へ必要な届け出も行ってください。
- (7) 公園への車両乗入は禁止します。ただし、資材搬入などで車両乗入がどうしても必要な場合は、事前に中央公園管理事務所にご相談してください。（許可申請が必要な場合があります。）
- (8) イベント終了後、企画で発生したゴミは主催者側で適切に搬出、処分するとともに、敷地内及び敷地周りの清掃状況や公園施設等の損壊について、公園管理者の立ち会いによる現場確認を受けてください。万一、汚れや施設損壊等があった場合は、速やかに原状回復をしてください。

以 上